

都道府県と都道府県警察におけるオープンデータの取り組みの関係性

Relevance between prefectures and prefectural police in open data efforts

本田正美*¹

Masami Honda

*¹ 関東学院大学 Kanto Gakuin University

要旨: 自由に二次利用可能な形式でデータを公開するオープンデータの取り組みが日本全国の自治体で広がりを見せている。都道府県においては、その全てでオープンデータに取組みであり、基礎自治体においても 1000 を超える団体がオープンデータに取組みである。オープンデータとしていずれのデータを公開するのかは自治体の判断に任されるところであり、公開されるデータセットには自治体間で相違がある。ここで、本研究では、都道府県に必ず設置されている機関であるところの警察に着目する。都道府県には、都道府県公安委員会が置かれ、その下で都道府県警察が管理されている。各公安委員会は知事の所轄下にあり、オープンデータの取り組みも知事部局と平仄を合わせて実施される可能性がある。そこで、都道府県におけるオープンデータの取り組みと都道府県警察におけるオープンデータの取り組みの関係性について分析を行う。

キーワード: オープンデータ、都道府県、都道府県警察、執行機関

Abstract: Efforts to open data, which publish data in a form that can be freely used for secondary purposes, are spreading among local governments throughout Japan. All prefectures have already started working on open data, and more than 1,000 municipalities have also started working on open data. It is up to local governments to decide which data to publish as open data, and there are differences in the data sets that are published among local governments. Here, in this research, we focus on the police, which is an organization that is always installed in each prefecture. Each prefecture has a prefectural public safety commission under which the prefectural police are managed. Each public safety commission is under the jurisdiction of the governor, and there is a possibility that open data initiatives will be implemented in line with the governor's department. Therefore, we will analyze the relevance of open data efforts in prefectures and the open data efforts in prefectural police.

Keywords: Open data, Prefectures, Prefectural Police, Executive agency

1. 研究の背景と目的

自由に二次利用可能な形式でデータを公開するオープンデータの取り組みが日本全国の自治体で広がりを見せている。都道府県においては、その全てでオープンデータに取組みであり、基礎自治体においても 1000 を超える団体がオープンデータに取組みである[1]。

オープンデータとしていずれのデータを公開するのかは自治体の判断に任されるところであり、公開されるデータセットには自治体間で相違がある[2]。各自自治体の部署間でオープンデータの推進について理解に差があり、それが取り組み状況の相違につながっている可能性も指摘されている[3]。

ここで、本研究では、都道府県に必ず設置されている機関であるところの警察に着目する。都道府県の組

織は、議決機関である県議会と各執行機関、附属機関に区分される。執行機関には、知事の他に、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会があり、公安委員会の下で都道府県警察が管理されている。そして、公安委員会は知事の所轄下にある。

都道府県警察はひとつの独立した組織であり、オープンデータの公開にあたっては自らでその可否を判断していることが想定される。一方で、上述のように、都道府県警察は公安委員会の管理下にあり、公安委員会は知事の所轄下にある。知事以下の知事部局でオープンデータの取り組みが実施されており、それと平仄を合わせて警察もオープンデータに取り組んでいる可能性もある。場合によっては、知事部局のオープンデータが公開さ

れているポータルサイトやカタログサイトを利用して、警察の保有するデータがオープンデータとして公開されている可能性もある。このように知事部局が提供するサイトが利用される場合、知事部局によるオープンデータの推進が警察によるオープンデータの推進と関連性を有していることも示唆される。

本研究は、都道府県におけるオープンデータの取り組みと都道府県警察におけるオープンデータの取り組みの関係性を検証するために、都道府県警察が公開しているオープンデータの公開方法に着目して、事例分析を行うものである。

2. 研究の対象と方法

本研究では、都道府県警察において公開されているオープンデータを研究対象とする。

全ての都道府県警察において、何らかのオープンデータが公開されている[4]。これは、警察庁 Web サイトにおいても「犯罪オープンデータ リンク集」(<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/hanzaiopendatalink.html>)というページが開設され、このページに全ての都道府県警察で公開されている犯罪に関する統計情報のオープンデータへのリンクが貼られており、ここから全都道府県警察のオープンデータの公開先にアクセスすることで確認が可能である。

本研究では、まず警察庁 Web サイト「犯罪オープンデータ リンク集」から辿ることが出来る都道府県警察の「犯罪オープンデータ」を研究対象とする。ただし、ここから辿れるのは犯罪に関するオープンデータが主であり、もし各都道府県警察が犯罪に関する以外のオープンデータを公開しているとすると、正確に都道府県警察が公開しているオープンデータを捕捉出来ない可能性がある。

そこで、次に各都道府県警察の公式 Web サイトにアクセスし、サイト内検索を用いて「オープンデータ」の文字列で検索を行い、公開されているオープンデータの在所を探った。あわせて、サイト内検索では漏れが生じる可能性も考慮して、Google 検索を利用して「(各都道府県名)警察 オープンデータ」で検索を行い、検索結果として表示された上位 10 件を逐一確認することで、都道府県警察において公開されているオープンデータの掲載先を探った。

3. 結果

調査の結果をもとに、全都道府県警察のオープンデータの掲載先を一覧にしたのが以下の図表 1 である。

図表 1 警察のオープンデータ公開方法

	データ掲載先	参照関係	県ドメインに警察サイト
北海道	カタログ	警察→カタログ	
青森県	警察	警察←カタログ	
岩手県	警察		該当
宮城県	警察/カタログ	警察←カタログ	
秋田県	警察		
山形県	警察/カタログ	警察→カタログ	該当
福島県	警察		
茨城県	警察/カタログ	警察→カタログ	該当
栃木県	カタログ	警察→カタログ	該当
群馬県	警察/カタログ		
埼玉県	警察		
千葉県	警察		
東京都	警察/カタログ	警察←カタログ	
神奈川県	警察	警察←カタログ	
新潟県	警察		該当
富山県	カタログ	警察→カタログ	
石川県	警察		
福井県	警察	警察←カタログ	該当
山梨県	警察/カタログ	警察←カタログ	該当
長野県	警察		該当
岐阜県	カタログ		該当
静岡県	警察		該当
愛知県	警察/カタログ	警察←カタログ	該当
三重県	警察/カタログ	警察←カタログ	
滋賀県	警察/カタログ	警察←カタログ	該当
京都府	カタログ	警察→カタログ	
大阪府	警察/カタログ		
兵庫県	警察/カタログ		
奈良県	警察/カタログ	警察→カタログ	
和歌山県	警察		
鳥取県	警察		該当
島根県	カタログ	警察→カタログ	
岡山県	カタログ	警察→カタログ	該当
広島県	カタログ	警察→カタログ	該当
山口県	カタログ	警察→カタログ	該当
徳島県	警察/カタログ		
香川県	カタログ		該当
愛媛県	警察/カタログ		
高知県	警察		
福岡県	警察/カタログ	警察→カタログ	
佐賀県	カタログ	警察→カタログ	
長崎県	警察/カタログ		
熊本県	カタログ		
大分県	警察/カタログ		該当
宮崎県	カタログ		該当
鹿児島県	警察/カタログ		該当
沖縄県	警察		

(出所：筆者作成)

都道府県警察が公開しているオープンデータの掲載先は二通りのかたちがあった。その一つ目が

警察の開設している自組織の Web サイト内にオープンデータを掲載するページを設ける方式である。そのような事例を図表 1 では「データ掲載先」において「警察」と表示している。

もう一つが都道府県の知事部局が開設しているオープンデータ公開用のカタログサイトやポータルサイトに警察の提供したデータを掲載する方式である。これを図表 1 では、「データ掲載先」において「カタログ」と表示している。

警察とカタログサイトの両方にオープンデータを掲載している事例もあり、これは「警察／カタログ」と表示した。

「警察」のみが 16 団体あった。対して、「カタログ」のみが 13 団体であった。「警察／カタログ」は 18 団体あり、団体数ではこの両者での掲載というのが最多であった。

カタログサイトで警察関連のオープンデータを掲載する事例も見受けられたことから、オープンデータの掲載に関する参照関係も確認した。それを図表 1 では、「参照関係」として表示した。

例えば、北海道警については、オープンデータのデータ掲載場所はカタログサイトである。警察の Web サイト上には、カタログサイトへのリンクが貼られており、警察が公開するオープンデータを入手する際には、そのリンクから参照する必要がある。このような事例を「警察→カタログ」と表示している。

その逆の方法が取られているのが青森県警の事例である。青森県警の場合には、青森県警の Web サイト上でオープンデータが掲載されており、カタログサイトの側から、警察の Web サイトを参照するかたちになっている。このような事例を「警察←カタログ」と表示している。

「警察→カタログ」という事例が 13 あり、「警察←カタログ」という事例が 9 あった。この点については、何らかの参照関係を有していない事例の数の方が全体を見たときには多かったことになる。

「県ドメインに警察サイト」は、都道府県警察において公開されているオープンデータの掲載先を探索する際に追加で着目した点である。これは、例えば山形県警が該当する。

山形県警の Web サイトのトップページは、「<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/police/index.html>」という URL である。山形県の Web サイトのトップページは「<https://www.pref.yamagata.jp/>」であり、県警の Web サイトは山形県の Web サイト内に配置されていることが分かる。

対して、福島県の場合には、県の Web サイトが「<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>」で、福島県警の Web サイトが「<https://www.police.pref.fukushima.jp/>」となっており、切り分けがなされている。

山形県のような事例であれば、オープンデータを掲載しようとなったときに、その公開先は「<https://www.pref.yamagata.jp/>」の配下となり、その管理主体は知事部局であると目されることから、その事務作業も知事部局が担うことが想定される。対して、福島県の事例であれば、県警が自ら管理している Web サイト上でオープンデータを公開する作業を行うことが想定される。

山形県のような事例は 20 団体あり、過半数には満たないものの、一定の事例数はあり、警察が Web サイトの開設や管理で主体的に作業を行っていない可能性も示唆された。

4. 考察

都道府県警察が公開しているオープンデータの所在を確認したところ、「警察」のみでの公開という事例は 16 団体と、47 都道府県全体で見ると決して多くないことが分かった。この 16 団体については、警察が主体的にオープンデータに取り組んでいる様子がうかがえるが、対して、「カタログ」のみでの公開という事例が 13 団体あり、この場合には知事部局と何らかの連携を行いながら、オープンデータに取り組んでいる様子がうかがえる。

知事部局と警察の何らかの連携の可能性は、「警察→カタログ」か「警察←カタログ」といった何らかの参照関係が計 22 団体あったことから裏打ちされている。このような参照関係は、知事部局と警察がそれぞれでオープンデータに取り組んでいることを確認していないと実現できないことがらであり、ここに両者間での連携の可能性を見て取ることが出来るのである。

知事部局と警察のオープンデータの取り組みについての連携の可能性が示唆される場所ではあるが、一方で、「警察／カタログ」という二つの場所でのオープンデータ公開を実施している事例が 18 団体と最多であり、そのうちの 8 団体については、上記の何らかの参照関係が見られず、両者が独自にオープンデータに取り組み、それぞれでデータを公開し合ってしまう可能性も示唆される。

この点については、「県ドメインに警察サイト」が配置されているのか否かが何らかの影響を及ぼしている可能性がある。オープンデータの掲載場所が警察や

カタログサイトのいずれであっても、警察の Web サイトが県の Web サイトの配下であれば、実際にオープンデータの掲載作業を担っているのはいずれにしても知事部局であるという蓋然性が高い。いわば画面上では別々にオープンデータに取り組んでいるように見えても、実際のところは作業主体が同一であるのであれば、その場合には知事部局と警察が連携してオープンデータに取り組んでいるとも言える。

この警察に関するデータを実際にオープンデータとして公開する際の作業主体が誰なのかは、オープンデータが掲載されているページ上だけでは正確な判別が困難であり、この点については実務担当者へのアンケートやインタビューにより検証を行う必要がある。

なお、統計分析を行っていないため、あくまでもそのような可能性があるということ以上のことが言えないが、警察におけるオープンデータの取り組みには何らかの地域差が見出されるかもしれない。

図表 1 は北から南へ都道府県を並べて表記しているが、例えば、中国地方は他地域では必ずしも多くない「カタログ」のみでのオープンデータ掲載という県が大半を占める。また、徳島県から沖縄県までは、何らかの「参照関係」が見受けられた団体が他地域と比較すると少ない。あるいは、首都圏や京阪神、福岡県などの大都市圏では、「県ドメインに警察サイト」という事例がほとんど見受けられない。

オープンデータの取り組みについては近隣自治体同士での参照が行われていることが指摘されている[5]。今回の都道府県警察におけるオープンデータの取り組みと知事部局の関係性ということについても、自治体間での何らかの参照関係が働いていることが示唆されよう。

オープンデータの取り組みが自治体において浸透するなかで、オープンデータとして公開されるデータの量や質に相違が見られるところであるが、その要因として、本研究でも取り上げたように自治体の組織上の問題があり、都道府県であれば、知事部局と警察の間で連携が十分に図られていないようなことがあれば、オープンデータの推進ということでは遅滞が生じる可能性がある。一方で、連携が適切になされれば、カタログサイトの共同利用やデータ公開作業を行う主体の統一などの業務負担の軽減が図られ、それがオープンデータの一層の推進につながる可能性もある。

5. 結論

本研究では、都道府県警察が公開しているオープンデータの掲載先に着目し、その事例分析から、都道府

県の知事部局と警察の間でオープンデータの取り組みについて何らかの連携がなされている可能性を指摘した。

少なくとも、警察が独立の組織であるとして知事部局とはまったく無関係にオープンデータを推進している様子うかがえないことを明らかにすることが出来たと考える。

6. 今後の研究上の課題

本研究には、以下の研究上の課題が残されている。

それは、考察でも言及したように、オープンデータの公開にあたっての実際の作業主体の同定が出来ていない点である。本研究では、あくまでもオープンデータが掲載されている Web サイト上について、外形上で確認出来る事柄のみを扱っている。外形上は異なる別々に取り組まれている事柄に見えても、実際のところは同一の主体によってなされている取り組みであれば、結論でも示したところの連携の有無については異なった判断がなされる。

オープンデータの政策過程については、本田・梶川[6]において自治体の担当者に対するインタビュー調査をもとに分析が行われているが、その中では警察の関わりは研究対象となっていない。自治体におけるオープンデータの取り組みが全国に波及するなかで、実態としていかなる取り組みが組織内で行われているのか。Web サイト上での外形的な確認にとどまらない、より実態に即した調査が求められるところである。

参考文献

- [1] デジタル庁(2022)「オープンデータ取組済自治体一覧」
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2b1128e2-c699-4aa0-9206-37169a6697c8/ce8f0a78/20220628_resources_opendata_list_01.xlsx (last accessed 2023/1/16)
- [2] 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(2020)「地方公共団体へのオープンデータの取組に関するアンケート」
- [3] 中野邦彦, 本田正美(2019)「道府県のオープンデータ推進に関わる政策コミュニケーション」『情報コミュニケーション学会第16回全国大会論文集』、pp.26-27、
- [4] 本田正美(2022)「都道府県警察におけるオープンデータの取り組みの現状と課題」『日本地方自治研究学会関東部会2022年度第1回部会報告』
- [5] YOSHIDA, Akio, Tetsuo NODA, and Masami HONDA. (2018) "Information networks of open data promotion in local governments of Japan." *Journal of Socio-Informatics* 10.1, pp.14-19
- [6] 本田正美, 梶川裕矢(2018)「自治体におけるオープンデータ推進の政策過程」『情報文化科学研究』、(8)、pp.1-9